

第1条（会員）

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社を「SANYO GROUP PASSPORT」の場合は山陽グループパスポートカード事務局、「夢見ちゃんカード」の場合は夢見ちゃんカード事務局（以下総称して「山陽グループ」という）とします。

第3条（年会費）

「夢見ちゃんカード」については、セディナCFカード会員規約第4条の規定にかかわらず、カード年会費は無料です。なお、「SANYO GROUP PASSPORT」については、セディナCFカード会員規約第4条の通りです。

第4条（カードショッピングの利用額の支払方法）

- (1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（山陽グループ及び山陽グループと特約する加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・リボルビング払いです。
- (2) (1)の2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・リボルビング払いを指定した場合の支払回数・支払期間・実質年率・手数料は次の通りです。

①2回払い：手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は2ヵ月とします。

②ボーナス一括払い：手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は2ヵ月から8ヵ月とします。

③ボーナス2回払い：利用代金100円あたりの手数料の額は3.0円（実質年率3.43%～8.00%）とし、2回目のお支払時にお支払いいただきます。

なお、支払月は原則として冬期1月・夏期8月とし、支払期間は7ヵ月から13ヵ月とします。

（例） 利用代金	100,000円の場合
利用代金（A）	100,000円
手数料（B）	$100,000円 \times (3.0円 \div 100円) = 3,000円$
支払総額（A+B）	$100,000円 + 3,000円 = 103,000円$
分割支払額	（初回）50,000円 （2回目）53,000円

④均等分割払い：支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、なお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支 払 回 数 （ 回 ）	3	6	10	15	20
支 払 期 間 （ カ 月 ）	3	6	10	15	20
実 質 年 率 （ % ）	12.20	13.86	14.57	14.87	14.95
利 用 代 金 1 0 0 円 あ た り の 手 数 料 の 額 （ 円 ）	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60

（例） 利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手数料 $100,000円 \times 6.80円 / 100円 = 6,800円$

支払総額 $100,000円 + 6,800円 = 106,800円$

②リボルビング払い（元金均等定額方式）：毎月の支払額は、会員があらかじめ指定した支払額に、締切日における利用残高に対する実質年率15.00%の手数料を加算した額となります。ただし、平成19年7月10日以前利用分については、当該利用残高に対して実質年率10.68%の

手数料となります。また、利用残高に手数料を加算した額が、あらかじめ会員が指定した支払額未満になった場合は当該債務全額を、利用残高が会社所定の限度額を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の所定支払額を合算し、お支払いいただきます。

また、毎月の支払額は、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、変更ができます。なお、支払コースに対するリボルビング払いの利用可能枠はセディナCFカード会員規約第6条に定める利用可能枠の範囲内で、下記の通りです。

毎月の支払額（コース）	ご利用可能枠	
	新規時	更新時
5,000円コース	150,000円	150,000円
10,000円コース	300,000円	300,000円
15,000円コース		
20,000円コース	300,000円	300,000円
30,000円コース		

（例） 利用残高100,000円・毎月の支払額5,000円コースの場合

手数料 $100,000円 \times 15.00\% / 12ヵ月 = 1,250円$

弁済金 $5,000円 + 1,250円 = 6,250円$

- (3) SANYO GROUP PASSPORT会員がセディナCFカード会員規約第22条(1)②～⑤の加盟店（山陽グループ及び山陽グループと特約する加盟店以外の加盟店）においてリボルビング払いを指定した場合、入会時期にかかわらずセディナCFカード会員規約第25条(2)⑥表Bによるお支払いとなり、利用残高600,001円以上も毎月の支払額は30,000円となります。ただし、平成17年7月以前に入会の一部会員については、利用残高100,000円以下のとき、毎月の支払額が5,000円となる場合があります。

第5条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号